

第71号議案

長崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 長崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例の概要・・・	1
2 条例改正の理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3 条例改正案の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4 特定道路位置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
5 新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
6 バリアフリーに係る法令等の体系・・・・・・・・・・・・・・・・	19



1 長崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例の概要

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）第10条第1項の規定に基づき、長崎市が管理する特定道路※1の構造に関する基準を定めたもの（平成24年10月15日施行）。
- ・本条例に定める基準は、バリアフリー法第10条第2項の規定に基づき「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（以下「省令」という。）」で定める基準（以下「省令基準」という。）を参酌して定めることになっている。

※1：特定道路（6～7ページ参照）

バリアフリー化が特に必要な道路として国土交通大臣が指定した道路（平成20年12月、令和元年7月指定）。特定道路の新設、改築を行う場合は、本条例で定める基準への適合義務が生じる。

—参考—

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（抜粋）

（道路管理者の基準適合義務等）

第10条 道路管理者は、特定道路又は旅客特定車両停留施設の新設又は改築を行うときは、当該特定道路（以下この条において「新設特定道路」という。）又は当該旅客特定車両停留施設（第3項において「新設旅客特定車両停留施設」という。）を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例（国道（道路法第3条第2号の一般国道をいう。以下同じ。）にあつては、主務省令）で定める基準（以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。

2 条例改正の理由

バリアフリー法及び省令の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するもの。

—参考—

(1) バリアフリー法の改正（令和3年4月1日施行）

道路法改正により、交通混雑の緩和や物流の円滑化のため、バス、タクシー、トラック等の事業者専用の停留施設（特定車両停留施設）が道路附属物に位置付けられたことを受け、道路移動等円滑化基準適合義務の対象施設に同施設が追加される。



(2) 省令の一部改正（令和3年4月1日施行）

- ・歩道等に関する道路移動等円滑化基準への適合対象範囲の拡大
- ・旅客特定車両停留施設に係る道路移動等円滑化基準に関する規定の追加 など

3 条例改正案の概要

(1) 条例改正案の概要

- ア 自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路の構造基準の追加（第4条関係）
- イ 旅客特定車両停留施設に係る道路移動等円滑化基準の追加（第33～47条関係）
- ウ その他所要の見直し（省令名、語句の変更など）

(2) 条例改正案の主な内容

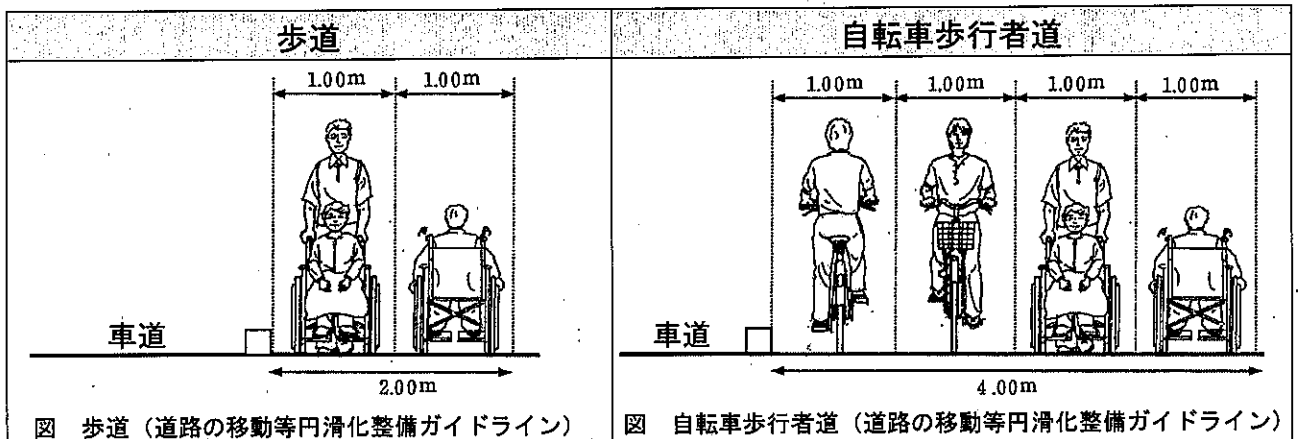
ア 自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路の構造基準の追加

歩道若しくは自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）に関する省令基準が自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）に拡大されたことから、本市においても、歩道等に関する道路移動等円滑化基準を歩道等のほか、自転車歩行者専用道路等に拡大するもの。

なお、自転車歩行者専用道路等の道路移動等円滑化基準のうち、舗装及び勾配は、当該条例第5条及び第6条で定める歩道等の規定と同様とし、有効幅員は、長崎市市道の構造の技術的基準を定める条例第43条第1項及び第44条第1項の規定を適用する。

■主な基準

歩道・自転車歩行者道（既に条例に規定済み）



- ◆有効幅員 歩道：2.0m以上
自転車歩行者道：（交通量が多い道路）4.0m以上
（その他の道路）3.0m以上
- ◆舗装 雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造
平坦で滑りにくく、水はけの良い仕上げ
- ◆縦断勾配 5%以下
- ◆横断勾配 1%以下

など

自転車歩行者専用道路・歩行者専用道路（今回新たに条例に規定）

自転車歩行者専用道路	歩行者専用道路
<p style="text-align: center;">4.00m以上</p> <p style="text-align: center;">0.50m以上 1.00m 1.00m 1.00m 0.50m以上</p> <p style="text-align: center;">側方余裕幅 側方余裕幅</p> <p style="text-align: center;">4.00m</p> <p style="text-align: center;">図 自転車歩行者専用道路（道路構造令）</p>	<p style="text-align: center;">1.00m 1.00m</p> <p style="text-align: center;">2.00m</p> <p style="text-align: center;">図 歩行者専用道路</p>
<p>◆有効幅員 自転車歩行者専用道路：4.0m以上 歩行者専用道路：2.0m以上</p> <p>◆舗装 雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造 平坦で滑りにくく、水はけの良い仕上げ</p> <p>◆縦断勾配 5%以下</p> <p>◆横断勾配 1%以下</p> <p style="text-align: right;">など</p>	

—参考—

長崎市市道の構造の技術的基準を定める条例（抜粋）

（自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路）

第 43 条 自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2.5メートルまで縮小することができる。

（歩行者専用道路）

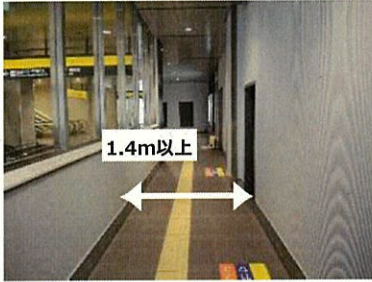


第 44 条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。


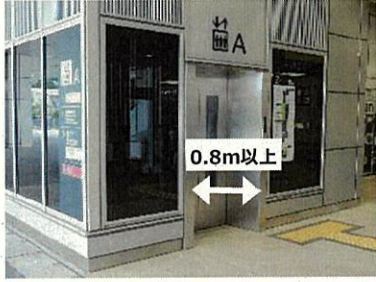
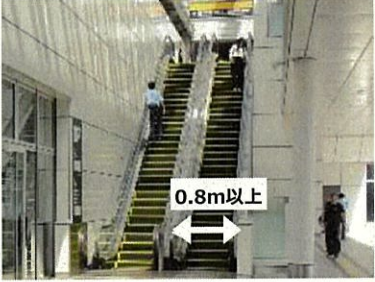
イ 旅客特定車両停留施設に係る道路移動等円滑化基準の追加



新たに旅客特定車両停留施設に係る省令基準が規定されたことから、本市においても旅客特定車両停留施設の道路移動等円滑化基準を規定するもの。

なお、同施設の道路移動等円滑化基準は、省令基準と同様とする。

■主な基準

通路	出入口	傾斜路
		
<ul style="list-style-type: none"> ◆有効幅員 1.4m以上 ◆床の表面は、平たんで滑りにくい仕上げとする <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆有効幅員 0.9m以上 ◆自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆有効幅員 1.2m以上 ◆縦断勾配 8%以下 ◆2段式の手すりを両側に設置する ◆床の表面は、平たんで滑りにくい仕上げとする <p style="text-align: right;">など</p>

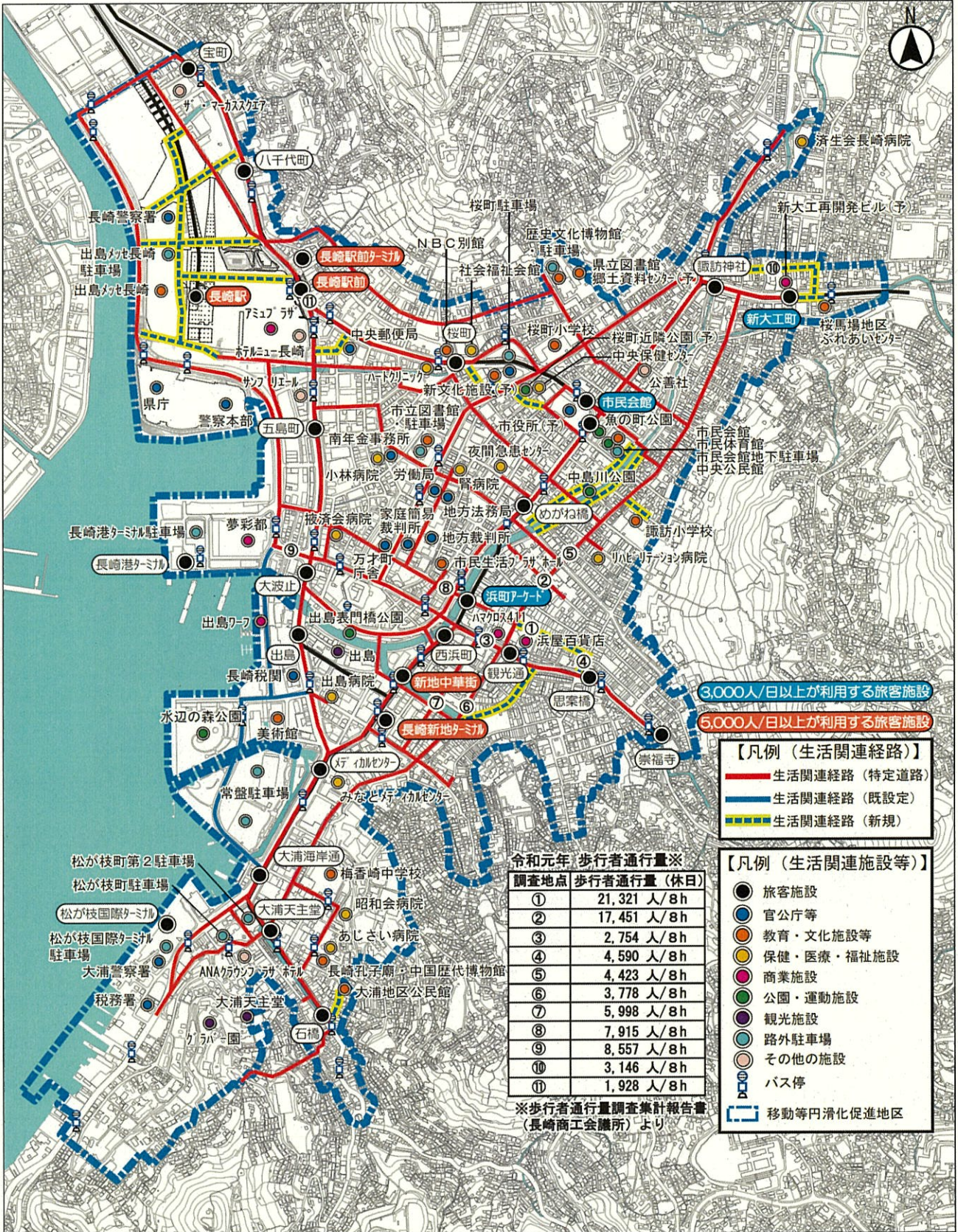
階段	エレベーター	エスカレーター
		
<ul style="list-style-type: none"> ◆2段式の手すりを両側に設置する ◆手すり端部付近に、階段の通ずる場所を点字で示す ◆回り段としない <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆出入口 有効幅 0.8m以上 ◆籠 内法幅 1.4m以上 内法奥行 1.35m以上 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆踏み段 有効幅 0.8m以上 ◆行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設置する <p style="text-align: right;">など</p>

乗降場	
 <p>視覚障害者誘導用ブロック 柵</p>	 <p>バスの乗降口と乗降場が平行になるよう、バスが斜めに停車できる構造</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配 5%以下 ◆ 横断勾配 1%以下 ◆ 視覚障害者の旅客特定車両場所への進入を防止するための設備（柵、視覚障害者誘導用ブロック等）を設置する ◆ 旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造とする <p style="text-align: right;">など</p>	

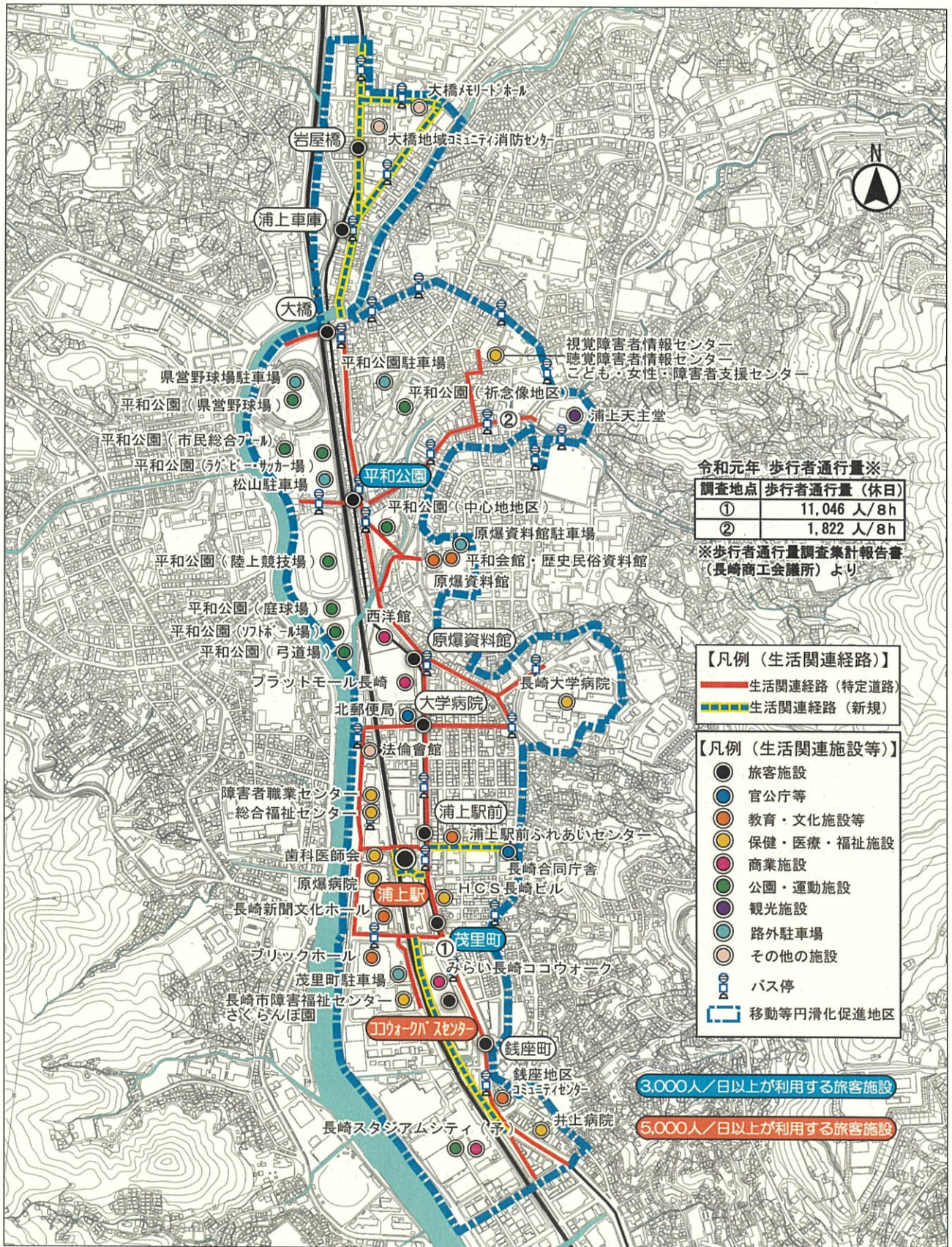
運行情報提供設備、券売機	乗車券等販売所、待合所、案内所
 <p>運行情報提供施設 券売機</p>	 <p>車椅子使用者用カウンター</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 運行情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設ける ◆ 券売機のうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とする <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ カウンターを設ける場合、1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造とする ◆ 聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設ける <p style="text-align: right;">など</p>

(3) 施行期日
公布の日

4 特定道路位置図



都心部地区



令和元年 歩行者通行量※

調査地点	歩行者通行量 (休日)
①	11,046 人/8h
②	1,822 人/8h

※歩行者通行量調査集計報告書 (長崎商工会議所) より

【凡例 (生活関連経路)】

- 生活関連経路 (特定道路)
- - - 生活関連経路 (新規)

【凡例 (生活関連施設等)】

- 旅客施設
- 官公庁等
- 教育・文化施設等
- 保健・医療・福祉施設
- 商業施設
- 公園・運動施設
- 観光施設
- 路外駐車場
- その他の施設
- バス停
- 移動等円滑化促進地区

3,000人/日以上が利用する旅客施設

5,000人/日以上が利用する旅客施設

都心周辺部地区

5 新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 <u>歩道等及び自転車歩行者専用道路等</u> (第3条—第10条)</p> <p>第3章～第6章 [略]</p> <p>第7章 <u>旅客特定車両停留施設</u> (第33条—第43条)</p> <p>第8章 <u>移動等円滑化のために必要なその他の施設等</u> (第44条—第47条)</p> <p>第9章 <u>雑則</u> (第48条)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第10条第1項の規定に基づき、本市が管理する<u>特定道路及び旅客特定車両停留施設</u>の構造に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法第2条、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条(第4号及び第13号に限る。)、道路構造令(昭和45年政令第320号)第2条及び<u>移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令</u>(平成18年国土交通省令第116号)第2条に定めるところによる。</p> <p>第2章 <u>歩道等及び自転車歩行者専用道路等</u></p> <p>(歩道)</p> <p>第3条 道路(自転車歩行者道を設ける道路、<u>自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を除く。</u>)には、歩道を設けるものとする。</p> <p>(有効幅員)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>自転車歩行者専用道路の有効幅員は、4メートル以上とするものとする。</u></p> <p>4 <u>歩行者専用道路の有効幅員は、2メートル以上とするものとする。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 <u>歩道等</u> (第3条—第10条)</p> <p>第3章～第6章 [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>第7章 <u>移動等円滑化のために必要なその他の施設等</u> (第33条—第36条)</p> <p>第8章 <u>雑則</u> (第37条)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第10条第1項の規定に基づき、本市が管理する<u>特定道路の構造</u>に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法第2条、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条(第4号及び第13号に限る。)、道路構造令(昭和45年政令第320号)第2条及び<u>移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令</u>(平成18年国土交通省令第116号)第2条に定めるところによる。</p> <p>第2章 <u>歩道等</u></p> <p>(歩道)</p> <p>第3条 道路(自転車歩行者道を設ける<u>道路を除く。</u>)には、歩道を設けるものとする。</p> <p>(有効幅員)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>[新設]</u></p>

5 歩道若しくは自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）の有効幅員は、当該歩道等又は自転車歩行者専用道路等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（舗装）

第5条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

（勾配）

第6条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）又は自転車歩行者専用道路等の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

（エレベーター）

第12条 〔略〕

(1) 〔略〕

(2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあっては、内法(のり)幅は1.4メートル以上とし、内法(のり)奥行きは1.35メートル以上とすること。

(3)～(4) 〔略〕

(5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラ

3 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（舗装）

第5条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

（勾配）

第6条 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

（エレベーター）

第12条 〔略〕

(1) 〔略〕

(2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあっては、内法(のり)幅は1.4メートル以上とし、内法(のり)奥行きは1.35メートル以上とすること。

(3)～(4) 〔略〕

(5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラ

スその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。

(6)～(7) [略]

(8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する設備を設けること。

(9) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備を設けること。

(10)～(12) [略]

(13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

(1)～(10) [略]

第7章 旅客特定車両停留施設

(通路)

第33条 公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第1条第1号から第3号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに一以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅員は、1.4メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設け

スその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。

(6)～(7) [略]

(8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

(9) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

(10)～(12) [略]

(13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

(1)～(10) [略]

[新設]

[新設]

た上で、有効幅員を1.2メートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

2 第1項の一以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」という。）において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。

3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（第三十五条の基準に適合するものに限る。）又は傾斜路（第三十六条の基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 段差を設ける場合は、当該段差は、次に定める構造とすること。

ア 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できる

ものとする。

イ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(出入口)

第34条 移動等円滑化された通路と公共通路の出入口は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。
- (2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。
 - ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。
 - イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
- (3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(エレベーター)

第35条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

- (1) 籠の内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、この限りでない。
 - (2) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。
 - (3) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第1号ただし書の構造のエレベーターにあつては、この限りでない。
- 2 第12条第5号から第13号までの規定は、移動等円滑化された通路に設ける

[新設]

[新設]

エレベーターについて準用する。

- 3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

(傾斜路)

第36条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に定める構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- (1) 有効幅員は、1.2メートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合においては、90センチメートル以上とすることができる。
- (2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合、12パーセント以下とすることができる。
- (3) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

3 第13条第3号から第5号まで、第7号、第8号及び第10号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。

(エスカレーター)

第37条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。ただし、第3号及び第4号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうちのみが適合していれば足りるものとする。

- (1) 上り専用のもので下り専用のものをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。
- (2) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下

〔新設〕

〔新設〕

り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。

(3) 踏み段の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(4) 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

2 第14条第2号から第5号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

(階段)

第38条 第16条第2号から第8号まで、第10号及び第11号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。

(乗降場)

第39条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

(3) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

(4) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下この号において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。

(5) 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

〔新設〕

〔新設〕

(運行情報提供設備)

第40条 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

[新設]

(便所)

第41条 第30条から第32条までの規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。この場合において、第31条第1項第1号中「第25条に規定する通路」とあるのは「移動等円滑化された通路」と、「同条各号」とあるのは「第25条各号」と読み替えるものとする。

[新設]

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第42条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とするものとする。

[新設]

(1) 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第33条第1項各号に掲げる基準に適合するものであること。

(2) 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とするものとする。

(ア) 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。(3) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限り

でない。

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

（券売機）

第43条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

第8章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

（案内標識）

第44条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 〔略〕

3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（第5項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

4 前項の案内標識は、日本産業規格Z8210に適合するものとする。

5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第33条第3項前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）の配置を表示した案内板その他

〔新設〕

第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

（案内標識）

第33条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

- 6 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第45条 歩道等、自転車歩行者専用道路等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

- 2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第12条第11号の基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第6項の規定により設けられる設備(音によるものを除く。)、便所の出入口及び第42条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

4 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

5 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

〔新設〕

(視覚障害者誘導用ブロック)

第34条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

〔新設〕

〔新設〕

2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(休憩施設)

第46条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

3 前項の施設に優先席（主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。）を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

(照明施設)

第47条 歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所、路面電車停留場、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

第9章 雑則

(委任)

第48条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(休憩施設)

第35条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

[新設]

[新設]

(照明施設)

第36条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

第8章 雑則

(委任)

第37条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

